

令和3年11月市会代表質問

かわしま 優子 議員（公明）

伏見区選出の川嶋優子でございます。曾我修議員に続いて、公明党京都市会議員団を代表し、市政一般について質疑を行います。門川市長並びに理事者におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

（コロナ禍における健康増進の取組について）

始めに、コロナ禍における健康増進の取組についてお伺いいたします。

コロナ禍で、「長い距離が歩けなくなった」「立ち上がることが困難になった」「言葉が出にくくなった」など身体能力の低下を訴えられる相談をお聴きするようになりました。また、不安やストレスを感じているといった心の不調を抱えておられるお話もお聞きます。

スポーツ庁が行っている、子どもからお年寄りまでの体力や運動能力を調べる調査では、昨年度は20歳から64歳までのほとんどの年代で、前年度を下回りました。子ども達においてもスポーツや外遊びの機会が減ったことから、身体機能の低下や体脂肪率の増加、転倒リスクが倍増したことなどが、他の調査結果として明らかになっています。コロナ禍において外出の自粛や身体活動の機会が減少したことや、日常生活の変化、人との交流が減った事などから体力の低下や基礎疾患の悪化、認知機能の低下、心の不調などの体調の変化が起こっており、その影響は高齢者だけに限らず、幅広い年代にコロナの二次的被害として及んでいることが危惧されています。

健康状態を向上させるには、1つには「正しい食事」2つめに「適度な運動」3つめに「人との関わり」これらを継続的に取り組むことが有効だといわれています。今後は、新しいライフスタイルを取り入れながら、食事や運動、人との関わりといったことを心がけ、コロナ禍によって低下した健康を向上させる重要性を市民の皆さんに知っていただき、取り組んでいただく必要があるのではないのでしょうか。

本市ではこれまでから、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき、関係機関や団体と連携し、地域全体で市民が主役の健康づくりを推進してこられました。「健康ポイント」の取り組みを始め、健康づくりに関するボランティアの皆さんによって支えられている地域の健康増進の普及啓発。地域介護予防推進事業などの健康増進のための取り組みが数多くあります。

のような事業が、コロナ禍によって低下した健康を取り戻し、健康増進に取り組んでいただくきっかけとなるよう、さらに多くの方にご参加いただけるよう周知や工夫をしていただき、あらゆる機会をとらえて、健康増進や心のケアに努めていく機運を高めていただきたいと思います。

- 1 コロナ禍における健康リスクへの対応として、健康の増進に今後どのように取り組んでいかれるか、お聞かせください。

(重層的支援体制の構築について)

次につながり支え合う支援体制、いわゆる重層的支援体制の構築についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により、子どもや若者、女性の自殺が増え、DV・虐待、うつ・ひきこもり、生活困窮などの問題は深刻化しています。また、既存の制度の狭間で新しい生活困難者が増えている現状もあります。私が長年関わってきたDVの問題についてもコロナ過で全国的に相談件数が増加しており、深刻化が懸念されています。DVに関わる課題については暴力だけの問題でなく、うつ病の発症、離婚に伴う生活困窮、住居確保、就労支援、子どもの養育と抱える課題は複数にわたります。本市においては、DV相談支援センターにおいて幅広く相談支援に取り組んでいただいています。しかしながら、課題が複雑化していて、解決にあたっては庁内での縦割りが課題となっています。また、行政だけの力では限りがあるため、福祉団体やNPO法人等との連携も強化していく必要があります。「8050問題」やダブルケア、ゴミ屋敷、虐待といった困りごとについても、同じことがいえます。相談者がせっかく相談をしたものの、一つ目の窓口で解決には至らなかったために、諦めてしまうということも少なくありません。このような制度・分野ごとでは対応するのが難しい困りごとについて、枠組みにあてはまらない人が置き去りにならないように、丸ごと受け止め、つながり支え合う支援体制の構築は喫緊の課題です。

体制の構築にあたって求められることは、包括的な相談支援体制です。相談窓口は、高齢者、障がい者、子どもといった属性に分かれています。どのような相談も支援にかかる事業を一体として受けとめる包括的な相談支援体制の構築は不可欠です。また、相談すること自体が難しい、SOSが出せない、出し方がわからないといった方の存在も見逃してはなりません。アウトリーチ等による積極的支援の強化をすることとあわせて、誰もがSOSを出しやすい環境づくりとして「複雑化した困りごとは、個人の問題ではなく、社会全体で取り組むべき問題である」との認識を広く共有し、誰もがSOSを出しやすい環境づくりに取り組むことが求められます。

支援者の育成・確保も重要です。複雑化した問題解決にあたっては相談だけではなく、一緒に考え、伴走する支援者の存在が大変大きいと考えます。支援者同士の連携や地域資源の情報が行き渡り、相談者のニーズとの間を取り持つようなしくみの強化もさらに必要です。

- 2 本年 4 月から改正社会福祉法において重層的支援体制整備事業が創設されました。本事業は、制度や属性ではなく、課題を抱える本人を中心として、断らない相談支援と参加支援、地域づくり支援を一体的に実施し、行政のみならず、地域住民や支援機関等多機関がチームとなって継続的に支援し、多岐にわたる困りごとを解決する取組となっています。既に試行実施をスタートされている熊本市では、市民が最初に福祉相談に立ち寄る場として福祉総合相談窓口を設置し、必要に応じて担当部署への誘導・案内をする福祉相談のワンストップ化を行われています。

支援を進めるためには、庁内、各支援団体や地域の関係機関、地域の皆さんと議論を行い、考え方や進め方などを共有しながら丁寧に取り組を進めていく必要があることは承知しています。しかしながら、これまでから課題となっていた個人や家族が抱える複雑化・多様化する困りごとの解決については、このように相談を丸ごと受け止め、ワンチームで解決していく、そして社会全体でつながり支え合う支援体制の構築が必要です。また、このコロナ禍で、改めて人とのつながりの重要性が再認識されました。まさにこの事業は人と人とのつながりを再構築する事業であり、つながり支え合うこの取り組みが今求められているのではないのでしょうか。

京都市としてもつながり支え合う重層的支援体制を構築するべきと考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(ウイズコロナ・アフターコロナにおける教育のあり方について)

最後に、ウイズコロナ・アフターコロナにおける子ども達の教育のあり方について伺いたいします。

新型コロナウイルス感染症は、学校教育においても大きな影響を及ぼし、様々な課題を浮き彫りにしました。オンライン授業の実施や学校行事が相次いで中止や変更を余儀なくされ、子供たちは修学旅行や部活動といった体験を共有することができませんでした。また、マスクの着用や身体的距離の確保、給食は黙食とするなど、コミュニケーションがとりづらい日々を送ることとなりました。異例の学校生活は、どの世代にもまして、大きな変化をしいられたといえるのではないのでしょうか。今の子どもたちは「コロナ世代」とも呼ばれ、その影響を心配する声も聞かれます。

しかしながら、私はコロナ禍で起こった変革は、マイナス面ばかりではなかったと考えます。これまで課題とされながらも、解決に至らなかったこと

が顕在化したことで、今後どうあるべきかといった問い直しが社会全体でされ始めるきっかけにもなりました。

- 3 今後も感染症と共に過ごしていくことや、早いスピードで世の中がどんどん変化していく不確実で不透明な時代に対して、教育は柔軟に対応し、子どもたちへの学習の保障と生き抜く力を養う環境を整えていかなければなりません。そういった意味から、コロナ禍は「今までの当たり前」を問い直すチャンスともいえるのではないのでしょうか。

京都市のPTAは既に連絡協議会において、「京都市型PTA」の構築に乗り出しておられるとうかがっています。保護者同士が連携して、地域の子どもたちを育てるという目的のもと、活動が続けていただけてきましたが、社会環境の急激な変化に対応するために、強制感や負担感のない組織を目指して、より多くの皆さんにPTAに参加いただける組織に進化させようという素晴らしい取り組みを始められています。

このような進化は、学校現場においても進めるべきと考えます。これまで行われてきた運動会や宿泊学習、部活動や大文字駅伝などの様々な取り組みについて、今後すべてのことを、もとに戻すのではなく、この機会に次の新しい時代のために再構築する議論を進める必要があるのではないのでしょうか。しかし、どこまでも「教育は子供たちの幸福のためのもの」ということを忘れてはなりません。子ども達が将来予測不能な社会を幸せに生きられるように、教育はどうあるべきか、学校や地域はどうあるべきかを考え、子ども達を社会全体で支えていくという社会風土を醸成していくことが何よりも重要です。その観点にたったうえで、運営される学校や地域、保護者にとっての負担が過度なものとなっていないか。時代のニーズにあったものとなっているかについても十分に議論し、新しい時代における子どもにとっての教育環境について再構築することが望まれるところです。

現在、国において「令和の日本型学校教育」の構築を目指して議論がされているところですが、こういった提言や国の動向を見据え、本市においても、新しい時代における学校教育・行事や活動のあり方等、子どもの教育環境について再構築すべきではないのでしょうか。

(子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例について)

また、

- 4 地域社会全体で、子どもの教育を支えていくという風土を醸成するためには、憲章や条例の役割は極めて重要だと考えます。本市においては、「子どもを共に育む京都市民憲章」をより実効性あるものとして、平成23年度に制定された「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」が存在しますが、制定後約10年が経過し、コロナ感染症という未曾有の困難にある今こそ、こうした主旨を踏まえて条例の見直しも視

野に入れて、市民協働、庁内横断的に取り組まれるべきと考えますが、市長のご所見を伺います。

私達公明党市議団は、これからも「子どもの幸せ」や「子育ての安心」が確保される社会こそ、すべての人々にとってやさしい社会であるとの考え方に立ち、子育てを社会の中心軸に位置づけ、社会全体で支援する施策の充実に一層取り組むこととお誓いして、私の代表質疑を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。